



# 国際ロータリー 2020-2021 年度 前橋北ロータリークラブ会報

2021年3月15日 第1704回

会長 川口 武志 幹事 塚田 憲利

会場監督 岡崎政夫 委員長



◇ロータリーソング 奉仕の理想

◇会員数 76 名 ◇出席 75.00%

## ◇お客様ご紹介

群馬県弁護士会 弁護士 船戸いずみ

## ◇ニコニコBOX

大澤栄一郎会員…結婚祝をありがとうございます。

松本健会員…日赤病院のお弁当をありがとうございます

## ◇会長の時間 「今後の奉仕活動」

実は私、今年度入る前に、前橋北ロータリークラブが今現在、継続してやっている奉仕事業について確認してみました。1つはフランススコの町ヘクリスマスプレゼントの寄贈、もう1つは榛名女子学園ヘクリスマスケーキのプレゼントの2つだけです。あとロータリー財団の地区補助金事業というのがありますが、前橋北ロータリークラブとして少し奉仕的な枠が少ないというのが感想です。

私の年度の当初から、何か1つ2つ継続的に出来るものはないだろうかという事で事務局または関連する所にお声掛けさせて頂いて、湯澤さんの方から弁護士会で子供シェルター群馬という活動を始めていますよという事でご案内を頂きました。

2020年11月に開所しますというご案内があります。群馬弁護士会会員の皆様という形で当初送られている書面を私、頂いてお読みして読み上げさせてもらいます。書面の一部をまとめさせていただきますご紹介いたします。

## 船戸いずみ先生

本日は貴重なお時間を頂きまして誠にありがとうございます。現在、群馬弁護士会の有志を中心に準備を進めております、子どもシェルター「オズ」について少しご説明させて頂ければと思います。

資料のリーフレットをお配りさせて頂きました。こちら群馬弁護士会の弁護士の有志を中心に運営

ございました。皆様のご健康をお祈り申し上げます。

◇幹事報告 塚田幹事

◇委員会報告 ゴルフ部 大島秀夫会員

「2020年11月、子どもシェルターを開所いたします、賛助会員登録・ご寄付ご協力をお願い」……(省略)是非、子どもシェルぐんまの活動へのご支援をお願い致しますというご案内です。

18歳までのお子さんは児童福祉施設がありますが、今の世の中では18歳以上でも環境が厳しい状況のご家庭もあるようです。我々には想像がつかないような環境下で育っていかねばならない子供や帰る場所がない子供を一時的に保護する施設です。

非常に複雑な社会問題で、実際にはその施設所在地や子供たちに直接会うことも制限されております。是非これを機会に皆様にこの内容をご承知頂き、今後、ロータリークラブが協力できる部分で理事会での検討をしていきたいと思っております。

この後、船戸先生より「オズ」という施設のご説明をお聞きいただき今後の奉仕活動として理事会に提案をさせていただきたいと思っております。



をしています、NPO 法人「子どもシェルターぐんま」という事で活動しております。

まずこの「子どもシェルター」という言葉はまだあまり浸透していないのですが、簡単に言うと虐待などを理由として今日帰る所がない居場所がないというお子さんの為の緊急避難場所となっております。

虐待がある場合の緊急避難場所というと児童相談所の一時保護所を思い浮かべる方が多いと思いますが、一時保護所は18歳未満のお子さんを対象にしており18歳とか19歳という大人と子供の間の年齢のお子さんが逃げ込める場所というのが現状ではありません。

この子どもシェルターは一時保護所に入る事が出来ない18歳19歳のお子さんが利用出来るという点を主な特徴としており、全国では20の地域で運営されており、北関東ではまだ1つもないという状況になっています。

群馬県では我々の法人で義務教育を終了した女性の入居者をまず対象として今年の5月のOPENを予定しております。定員は6名。建物は普通の民家を利用する予定です。24時間大人が必ず居る体制で、朝食、昼食、夕食を大人の方と一緒に食事をとり、日中は各自の個室、部屋で過ごすかボランティアの方に勉強や趣味など色々な事を教えてもらいながら過ごす予定です

子どもシェルターに入居した1人1人に担当の弁護士をつけるよう群馬弁護士会の方とは調整を

しております。入居した子の親権者の方と交渉が必要な際にはその担当の弁護士が窓口になって交渉をし、場合によっては法的手続きが必要な時は弁護士の方がサポートをしていくという事も特徴となっております。

また入居者と親御さんとの対立が激しい場合もありますので場所については群馬県内という所までしか公表しておりません。また入居費ですが、経済的に準備出来なくてもそのまま無料で使う事が出来るような体制を整えて運営をしていく事を予定しています。

運営費につきましては国や地方公共団体からの措置費という援助もありますが、入居者から入居費用を取らずに、24時間大人の方が居る体制を維持するという為にはこの措置費だけではとても運営が出来ない状況で助成金や賛同頂いた方からの寄付等で準備運営を進めております。

OPENは5月を予定していますが、今現在もこの子どもシェルターの広報活動しております。そのため入居希望のお子さんや周りの大人の方からの連絡がこちらの法人の事務局の方に来ている状況です。

今はまだ入居が出来ないのでお断りをさせて頂いているんですが1日でも早く受け入れ体制が整えられるよう引き続き準備をしていきたいと思っております。皆様にも子供シェルターという存在を知って頂ければと幸いと思っておりますので、どうぞご協力の程よろしくお願い致します。

## 質問と回答

質問 : 子供に危険が及んだ時はすぐに入れるんですか？

アンサー : 子どもシェルターは一時保護所と違い危険な状態の時に子供さんの意思と関係なく連れてくるというのは出来ません。ご本人で入りたいと言ったお子さんを受け入れ、年齢的にも義務教育を終了された方が対象となりそれより下の年齢になると一時保護所、児童相談所でという形になります。

質問 : 親に言わずに来るお子さんもいるのでは？

アンサー : そういったケースももちろんあります。親御さんに言わずに出てくるお子さんももちろんいらっしゃるのですが、そういった時に必ず弁護士がお子さんの意思確認をした上で、弁護士を通して「今は安全な場所に居ますよ」という事を親御さんに説明をしながらやっていくという形になります。

質問 : 1週間から2か月程度の間と記載がありますが、その後に保護者に戻す事になるのでしょうか？

例えばそうだとした時にその間に何らかの解決をするとかそういう事ですか？

アンサー : 子どもシェルターを出た後、ご家庭に戻るというお子さんも全国の状況からみるといいますが、間に弁護士や関係者が入って調整をして戻る。もしくは期間的に短いのでその間ではとても調整が出来ない位対立がある場合は自立援助ホームという子どもシェルターよりもっと長く自立に向けて居る場所もあるので、そういった所に移ってもう少し時間をかけて自立してもらうかどちらかになるかと思えます。